

障害者(児)のための

手当制度

制度の必要な手続きはそれぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼福祉課

☎23局4654 FAX23局3545

田原市障害者手当

【対象】

田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

7・11・3月の25日(原則)

身体障害者手帳

区分	支給額
1級	6,000円
2級	5,000円
3級	4,000円
4級	1,200円
5級	1,000円
6級	800円

療育手帳

区分	支給額
A判定	6,000円
B判定	1,500円
C判定	1,000円

精神障害者保健福祉手帳

区分	支給額
1級	6,000円
2級	2,000円
3級	1,000円

愛知県在宅重度障害者手当

【支給額】(月額)

【対象】 次のいずれかに該当する方

- ・1～2級の身体障害者手帳所持者
- ・A判定(IQ35以下)の療育手帳所持者
- ・3級の身体障害者手帳とB判定(IQ50以下)の療育手帳所持者

※施設入所者・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

区分	支給額	
1種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者	16,100円
2種	第1種以外の該当者	7,000円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

障害児福祉手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方

・障害を支給理由とした年金を受けていない方

・施設に入所していない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額	
A種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者	21,540円
B種	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者	15,540円
C種	精神障害、血液疾患を有する方	14,380円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

特別障害者手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方
- ・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)



【支給額】(月額)

区分	支給額	
A種	1～2級の身障手帳とA判定の療育手帳所持者	33,530円
B種	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者	27,530円
C種	精神障害、血液疾患を有する方	26,440円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

特別児童扶養手当

【対象】

重度または中度の心身障害児(20歳未満)を監護・養育している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・11月の11日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額	
重度	1～2級の身障手帳所持者、またはA判定の療育手帳所持者	50,750円
中度	3級および4級の身障手帳所持者(一部)、またはB判定の療育手帳所持者	33,800円

※所得により支給制限があります

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。